

ごあいさつ ——

明けましておめでとうございます。

石川県七尾市出身のパティシエ辻口博啓氏の半生が書かれたものを読みました。

実家は和菓子屋。小学生の時に友人宅で初めてケーキを食べて感激し、外観や食感を忘れないようノートに描いたそうです。初のケーキ作りは、ホットケーキミックスを使ったホットケーキ。見本のようにふっくらと焼けなかったため、牛乳や卵を足したり引いたり10枚以上焼き、見本そっくりのホットケーキを焼き上げたそうです。

実家の和菓子屋は借金苦で跡継を期待されましたが、洋菓子職人の技能を備えて実家を立て直すべく、3年だけ待ってと言って単身上京。一人前のパティシエになるには10年かかる。自分には3年しかない。だから人の3倍の成長をと、掃除機をこの位置に戻せば次の掃除の時に時短になる、材料を取りに行く時に2つ先のレシピまで考えて同時にピックアップするなど、とことん生産性を意識したそうです。

結局、修行中に実家は倒産。ゼロから自分の評価を高める近道として、コンクール出場を決め、全国コンクールで史上最年少優勝、フランスの権威あるコンクールでも優勝し、現在の活躍につながっています。

立てた目標達成のための手段や道筋の立て方とその徹底ぶりは、どんな業種にも共通すると思いました。改めて自分の目標やそのための道筋を見直したいものです。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



## 知っ得 法律

預貯金は遺産分割の対象となるか？

～最高裁平成28年12月19日決定・  
最高裁平成29年4月6日判決～

預貯金は当然遺産分割の対象となると考える方が多いかもしれませんが。

しかし、過去の判例では、預貯金債権などの「可分債権」は相続開始と同時に、遺産分割をせずとも、法定相続分に応じて分割して承継されるとされていました。

もっとも、実務上は、相続人全員の同意があれば、遺産分割の対象とされていました。

他方、本来は遺産分割をせずとも法定相続分に応じて分割されますから、相続人の一人が他の相続人の同意を得ずに、金融機関に対して法定相続分に応じた預貯金の払戻請求をすることもでき、(ただし金融機関は相続人全員の印鑑を求めため、) 訴訟等で払戻が認められていました。

しかし、最高裁平成28年12月19日決定は過去の判例を変更し、預貯金は遺産分割の対象となるとし、最高裁平成29年4月6日判決は法定相続人の一人が金融機関に対してした法定相続分の預貯金の払戻請求を認めませんでした。

預貯金が遺産分割の対象になることにより、相続財産の中身によっては、相続人間の公平が図りやすくなるものと考えられます。他方、相続財産が預貯金しかなく、他の法定相続人が音信不通だったり認知症等で容易に遺産分割ができない場合に、これまでは一人の相続人が自分の相続分だけを金融機関に払戻請求することができましたが、今後は必ず遺産分割手続が必要になったという側面もあります。

### 事務局 通信

事務局金野です。入社してあっという間に半年が経ちました。年始に研修に参加する予定です。「職務知識の向上」が今年の目標です。今年も宜しくお願い致します。

### ★お知らせ★

12月28日(木)から1月3日(水)まで、年末年始のお休みとさせていただきます。新年は1月4日(木)から通常通り営業いたします。



アカショウビン 撮影：高美喜男

弁護士 甲斐みなみ  
E-mail : kai@minami-law.jp

社会保険労務士 森下 浩之  
E-mail : h-morishita@minami-law.jp

甲斐・広瀬法律事務所  
KAI & HIROSE LAW OFFICE

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目9番12号 リーガル西天満ビル403号

TEL 06-6367-5115 FAX 06-6367-5116

URL <http://www.minami-law.jp>

過去のニュースレターはホームページに掲載されています。